

「三酸化ニアンチモン」及び「マンガン及びその化合物」の
管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件（案）

物質名	管理濃度（案）	測定方法（案）	局所排気装置の 性能要件・ 稼働要件（案）	【参考】第 1 種 作業環境測定士の 資格区分（案）
三酸化ニアンチモン	0.1mg/m ³ 又は 0.5mg/m ³	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法 （黒鉛炉法）、 ろ過捕集方法－誘導結合プラズマ質 量分析方法 又は ろ過捕集方法－誘導結合プラズマ発 光分光分析方法	抑制濃度による （管理濃度と同じ値）	第 4 号
マンガン及びその化 合物（塩基性酸化マ ンガンを除く。）	マンガンとして 0.02mg/m ³ （吸入性） 又は 0.05mg/m ³ （吸入性）	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法	抑制濃度による （管理濃度と同じ値）	第 4 号
	マンガンとして 0.1mg/m ³ （インハラブル） 又は 0.2mg/m ³ （インハラブル）	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法		
	マンガンとして 0.2mg/m ³ （現行）	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法 又は ろ過捕集方法－吸光光度分析方法		